

入会及び退会規程

新規 令和4年1月24日

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本ろう者スキー協会（以下、「本協会」という）定款第9条及び11条の規定に基づき、会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会)

第2条 本協会の正会員になろうとするものは、所定の入会申込書及びその他必要書類を提出しなければならない。

2 本協会への入会の可否は、理事会が決定する。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、入会を認めない。

(1) 本協会の会員であったもので、過去において定款第12条の定めによる除名処分を受けたもの

(2) 本協会の会員であったもので、現在において未納会費があるもの

(3) 本協会の会員であったもので、これまでに本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたもの

(4) 暴力団その他の反社会的勢力若しくはそれらの構成員または関係者であるもの

3 理事会において入会の可否を決定したときは、これを入会申込者に通知しなければならない。

4 名誉会員の入会については、理事会が推薦し、本人が入会を承諾することにより成立する。

(入会日)

第3条 理事会において入会を承認された日をもって入会日とする。

(会員名簿及び会員に関する情報の取扱い)

第4条 入会者は、会員のチーム毎に、本協会の管理する会員名簿に登録する。

2 前条の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員は、速やかに理事会が別に定める変更届を事務局に提出しなければならない。

3 会員名簿に登録された会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わねばならない。

(入会金及び会費)

第5条 入会金及び会費の金額及び納期並びにこれらの免除に関する細則は、定款第10条により別に定める入会金・会費規程による。

(退会事由及び手続)

第 6 条 会員は、所定の退会届を提出して、任意に退会することができる。この場合は、会員名簿の登録を抹消する。

2 定款第 12 条及び第 13 条の定めにより、会員の資格を喪失した場合は、前項に準じて会員名簿の登録を抹消する。

3 前各号により会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

(復会)

第 7 条 前条の規定により会員資格を喪失した者が復会を希望する場合には、その理由を記した説明書と共に、改めて第 2 条に定める入会申込書及びその他必要書類の提出を求めることとする。

2 前項の再入会申込に対しては、第 2 条に定める基準により、理事会において復会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

ただし、退会の際未納の入会金及び会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、復会は認めない。

(規格外事項)

第 8 条 この規程に定めのない事項については、事務局長と会長、副会長で決定する。

(規程の改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、理事会において行う。

付 則

この規程は令和 4 年 1 月 24 日から施行する。